

平成 29 年度 狩野川水防災協議会 概要

1. 概 要

- 日 時：平成 29 年 6 月 5 日（月） 10：00～11：40
- 会 場：プラサ ヴェルデ コンベンションホール A
- 出 席：沼津市長、三島市長、伊豆の国市長、函南町長、伊豆市防災監、長泉町地域防災課長、清水町くらし安全課長補佐、静岡県東部危機管理局長、静岡県沼津土木事務所次長、静岡地方気象台長、沼津河川国道事務所長
- 議 事：（1）狩野川水防災協議会の規約について
（2）「水防災意識社会再構築ビジョン」について
（3）「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく狩野川流域の取組状況について
（4）今後の予定について
（5）沼津河川国道事務所の事業紹介について
（6）「新たなステージ」に対応した防災気象情報の改善について
（7）意見交換
- 決 定 事 項：
 - ・狩野川水防災協議会規約（変更案）について、委員から承認が得られた。
本規約は平成 29 年 6 月 5 日から実施する。
 - ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく狩野川流域の取組について、継続して進める。

2. 議事概要

- （1）狩野川水防災協議会の規約について
 - ・委員からの意見・質問なし。
 - ・本規約について承認され、「狩野川水防災協議会規約」として平成 29 年 6 月 5 日から実施する。
- （2）「水防災意識社会再構築ビジョン」について
 - ・水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像
 - ・委員からの意見・質問なし。
- （3）「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく狩野川流域の取組状況について
 - ・委員からの意見・質問なし。

(4) 今後の予定について

- ・委員からの意見・質問なし。

(5) 沼津河川国道事務所の事業紹介について

- ・委員からの意見・質問なし。

(6) 「新たなステージ」に対応した防災気象情報の改善について

- ・中村静岡地方気象台長からの内容説明。
- ・委員からの意見・質問なし。

(7) 意見交換

【テーマ】 防災・河川環境教育に関する取組について

- ・モデル校での試行授業紹介についての映像鑑賞。
- ・各委員の発言内容は以下の通り。

(伊豆の国市 小野 市長)

- 昨年度、小学生3年・4年生向けの副読本を作り、それを使って狩野川のことを子供たちに学習してもらっている。狩野川放水路の見学も行っている。
- 国交省のご協力をいただき、市立長岡南小学校4年生を対象に授業の中で河川の防災教育を4回行った。
- 小中学生に教えて関心を持ってもらう、住民防災意識の向上が最も大切だと認識している。
- 狩野川台風の教訓を活かして、内水なども含めた氾濫対策を行って欲しい。
- タイムラインで成功した例をみせてもらった。災害を体験してもらった方のタイムラインを大切にしたい。

(沼津市 大沼 市長)

- 本協議会を通じ昨年度モデル校に選定された市立第三小学校において、4年生3クラスの児童87名に対して、5時限の日程で試行授業が行われた。
- 市立第三小学校は私が出た学校。海岸堤防や河川堤防に守られた、海拔3メートルに満たない地区に立地しており、そのような中で、水害をテーマにした授業は、目新しく興味を引くものであったことがアンケート結果から伺え、児童のみならず、教員・保護者等にとっても水害に対する認識を改める大変良い機会になったという印象を受けた。
- 従来の出前講座などのように一時的なものでなく、教員による正式な授業であったこ

とが、効果を高めた要因の一つだと思う。本市のモデル校となった市立第三小学校では、この授業が定着しつつあり、本年度も昨年度と同様の授業を継続して実施していく。

- 本市の狩野川沿川の残る6つの小学校についても、市内の社会科教員で組織する社会化研究会を通じ、展開を図っていく。
- 事業の効果を示す水位等の数字を使って説明することは住民の防災意識向上に対して重要である。

(三島市 豊岡 市長)

- 小学校での授業、大変すばらしいことをやっていると拝聴した。
- 本年度は、市立長伏小学校がモデル校になるということで、その効果を期待したい。
- 5/14の狩野川連合総合水防演習・広域連携防災訓練では、市立長伏小学校、市立中郷西中学校は、児童あるいは生徒が頑張っている様子、水防に対する意識もかなり高まってきた。
- 三島市の場合には今までは命を守るということで地震の方に力を入れてきたが、水防について、大場川や狩野川に接している地域に対する教育は大変大事であると認識している。
- 行政として避難指示、避難勧告の発令を出すのは難しいが、市民への周知・啓発は重要である。
- 狩野川台風を題材に劇団『DAN』による公演を予定している。是非、見て欲しい。

(函南町 森 町長)

- 函南町「道の駅・川の駅」には交通安全、観光、地域活性化、防災機能が付与されており、有事の際の防災拠点になり得るため、函南町「道の駅・川の駅」を活用し、防災と河川利用の学習の場としていきたいと考えている。
- 水辺空間を利用して交流空間をつくる、かわまちづくり事業の機能の一つであり、地域に「にぎわいを生み出す親水空間」としての利活用として、子どもから大人まで環境学習や体験学習の場として活用し、防災教育も含めた形で運用を図っていきたい。

(伊豆市 佐野 防災監)

- 市立熊坂小学校のモデル授業を継続計画するように連携していきたい。
- 水防法改正に伴い、住民を対象に危険を認識するための勉強会等を開催する予定であり、様々な活動を行っていきたいと考えている。

(長泉町地域防災課 芹澤 課長)

- 町立南小学校をモデル校として防災・河川環境教育の推進ができることを、深く感謝。

- 当町の水防災に関しては、黄瀬川、桃沢川、梅ノ木沢川、3河川があり、子供たちにとって身近な河川をテーマ・題材とすることで、より興味を持って取り組んでもらえるのではないかという風に感じている。
- 当町としても、児童・生徒に対して防災教育を実施していくことについては、安全な町づくり、防災・減災につながる重要な施策であるという風に認識している。
- 今後も、関係機関と連携をし、積極的に取り組んでいきたいと考えている。

(清水町くらし安全課 久保田 課長補佐)

- 今年度、狩野川防災・河川環境教育を実施するための準備を進めており、モデル校として、狩野川に最も近い町立南小学校で行う。この学校を選定した理由については、狩野川に大変近いことや、平成19年9月6日の台風9号において、狩野川堤防からの越水の危険性が高まったことにより、徳倉地区に避難勧告を発令している経緯からである。
- 今年度、この学校をモデル校として、過去の資料や写真を収集した中で教材を作成し、完成後は他校の授業も利用し、防災教育を進めていきたいと考えている。

(静岡県 東部危機管理局 荻澤 局長)

- 防災意識の向上や防災教育は非常に重要なことだと思う。
- 地域コミュニティの活性化が必要だが、なかなか活性化が進まない、特に若い年代の参加率が落ちている現状がある。
- こうしたことから、防災教育や防災意識の向上には、学校教育の重要性が今後ますます高まってくると考えている。
- 東部危機管理局には、教育委員会との併任ということで高校の先生が1人配属されており、その高校の先生が中心となって管内の高校を中心とした学校に防災講座ということで年間70回ほどの講座、防災に関する説明や、あるいは実習というものを行っている。その内容が、静岡県の場合どうしても地震が中心になってしまうが最近のゲリラ豪雨、広島や鬼怒川、岩泉などを見ていると、風水害に対するリスクというのは非常に高まっていると考えられるので、今後はこうした風水害に対する教育も防災講座の中に取り入れていきたいと考えている。

(静岡県 沼津土木事務所 飯田 次長)

- 防災、河川環境教育に関して、これまで流域の小中学校に対して出前講座等をやってきた。
- 県としても河川の流域というのは1つであり、管理者が県であったり国であったり分かれているが、一体となってやっていく必要があると思うので、ぜひ国交省の取り組みに参画をして、県として持っている情報があれば提供させていただきたいと考えて

いる。

- 今年度、沼川新放水路の工事にいよいよ着手するので、こういったことをきっかけとし、流域の小学校や中学校を対象として、出前講座等をぜひ積極的に進めていきたいと考えている。

(静岡地方気象台 中村 気象台長)

- モデル校でやられた試行授業の効果として、保護者へのアンケートというのがあり、児童だけではなくて保護者の防災意識の向上にも貢献したと聞いている。学校教育の重要性というのを再認識した。
- 東北地方太平洋沖地震の際に、釜石の小中学校で従来から津波の防災教育をやられていて、結果として、大震災があったときに、小中学生の犠牲者が非常に少なく、釜石の奇跡とも言われている。
- 学校教育でこういった水防災の教育をすることについても、小学校あるいは中学校の、生徒自身の命を守るだけではなくて、保護者あるいは地域の住民の方への波及効果があると、改めて認識した。
- 今後とも非常に重要なことと捉え、取り組んでいきたいと考えている。

(沼津河川国道事務所 藤井 所長)

- 狩野川水防災協議会の取組方針の柱の一つに「防災教育推進」を位置付けている。また、次期学習指導要領で河川学習の要素が増加することもふまえ、国土交通省としては地域に即した「防災・河川環境教育」を支援する必要があると考えている。
- 防災意識の向上を図るためには、小さいうちから、小学生、中学生のうちに色々と現場を見ていただくことも大事であり、放水路の見学等を希望される場合は、ご連絡頂ければ対応させて頂きたいと考えている。
- 河川法には、「環境」が目的に位置付けられ、環境教育にもつなげていきたい。
- 水防法改正により避難困難者に対する計画が義務づけられたため、国交省としても支援していきたい。

以上